

当社は募集代理店の理想像を以下のように考え、2019年10月1日付で「生命保険募集代理店手数料規程」を改定し、2020年4月以降の募集契約に適用する代理店手数料を、募集代理店の業務品質評価を加味した手数料体系へ変更する予定です。

1. 当社が求める募集代理店の理想像について

- 当社は、保険販売において豊富な知識や高度な販売スキルを有する自立した募集代理店を理想と考えています。
- 当社は、募集代理店が各々の置かれた状況に応じて、形式ではなく実質において顧客本位の業務運営を実現することができるよう、金融庁「顧客本位の業務運営に関する原則」の趣旨・精神を自ら咀嚼した上で、それを実践していく募集代理店を理想と考えています。
- 当社は、保険募集管理態勢が整備されている募集代理店であることを前提とし、内部監査部門を設置している等の監査機能を有し、保険代理店業務全般に係る内部牽制機能を有している募集代理店を理想と考えています。

上記を実践している募集代理店の品質を評価する手数料体系へ改定を行います。

2. 手数料体系の見直しイメージ

※名目の如何に関わらず、代理店手数料以外の報酬・金銭等の支払いはありません。

<現行>

募集代理店の募集実績等に
応じた手数料体系

変更

<改定後> 2019年10月1日改定、2020年4月1日適用

募集代理店の募集実績等に
応じた手数料体系

継続（従来より変更なし）

新設

品質評価

「保険募集管理態勢」「監査体制」
「FD体制」「継続率」等の評価